

特定非営利活動法人 生物試料分析科学会 表彰細則

平成 27 年 10 月 10 日制定

平成 29 年 9 月 23 日改正

令和 6 年 11 月 13 日改正

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人 生物試料分析科学会(以下「本法人」という)定款第 54 条の規定に則り、本法人学会賞を設け、本法人に所属し優れた業績をあげた会員または大会に参加し優秀な演題を発表した者に学会賞を授与することにより、生物試料分析領域の学術研究活動の推進を図ることを目的とする。

(種類)

第2条 本法人学会賞として以下のものを定める。

1) 学術表彰

- ・論文賞及び奨励賞

過去 1 年間に本法人の刊行物「生物試料分析」誌、もしくは「International Journal of Analytical Bio-Science」誌に投稿された邦文、英文論文において、優れた発表をした会員 1 ~2 名に授与する。

2) 大会表彰

- ・優秀演題賞

本法人の学術集会において、優れた演題発表をした演題について、全演題数の 5%程度に授与する。

- ・優秀発表賞

本法人の学術集会において、学術集会長が設ける賞として、優れた演題発表をした学生(大学院生及び学部生)について、学生による演題数の 10%程度に授与する。

3) 貢献表彰

- ・学会功労賞

年度末時点(その年の 12 月)で満 55 歳以上の正会員であり、永年にわたり本会の発展に貢献した者に授与する。

(学会賞の選考、表彰方法)

第3条 本法人の学会賞を審査・選考および表彰するための運用は以下の通りとする。

1) 学術表彰

査読者または編集委員からの推薦をもとに編集委員会内の選考委員会により選考し、理事会へ附議し決議にて受賞者を決定する。表彰は理事長名で次年度の総会時に行う。副賞はない。

特定非営利活動法人 生物試料分析科学会 表彰細則

2) 大会表彰

・優秀演題賞

学術集会における審査委員（座長等）の推薦に基づき受賞候補者を決定し、審査委員長（集会委員長）が学術集会長に答申する。学術集会長は理事会へ附議し決議にて受賞者を決定する。表彰は理事長名で次年度の総会時に行う。また、対象演題には学会誌への投稿を依頼する。

・優秀発表賞

学術集会における審査委員（座長等）の推薦に基づき受賞候補者を決定し、審査委員長（集会委員長）が学術集会長に答申する。学術集会長は理事会へ附議し決議にて受賞者を決定する。表彰はその学術集会長名で学術集会の閉会式にて行う。

3) 学会功労賞

常任理事会委員からなる審査委員会により選考し、理事会へ附議し決議にて受賞者を決定する。表彰は理事長名で総会時に表彰される。副賞は選考時に決める。

いずれの表彰においてもその選考基準は公示する。

（附則）

- 1 この細則は、平成 27 年 10 月 10 日、新たに制定・施行するものである。
- 2 この細則の改正は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 この細則の制定に伴い、従来実施していた名誉会員、もしくは功労会員を対象とした学会賞を廃止する。
- 4 この細則は、平成 29 年 9 月 23 日より施行する。
- 5 この細則は、令和 6 年 11 月 13 日より施行する。